

ラオスサンプル商談会参加要領・免責事項

1. 用語の定義

この「ラオスサンプル商談会」参加要領（以下「本参加要領」といいます。）において使用する用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「本事業」とは、参加案内書記載のジェトロ主催の事業を指します。
- (2) 「出品者」とは、第2条に定める者を指します。
- (3) 「展示会場」とはパークソン・ショッピングセンターの地下スーパー前を指します。

2. 出品者

出品者は、以下の資格、条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者としてします。

- (1) 「参加案内書」及び本参加要領・免責事項を承諾のうえ、これを遵守すること。
- (2) 国内外の法令又は規則に反する業務を行っていないこと。
- (3) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (4) 本事業の成果把握等のために、ジェトロが実施するアンケートに必ず協力すること。
- (5) 企業名や商品情報等を含む本事業の成果及び各種調査結果の公表に同意すること。
- (6) インターネット上に出品物の写真及び説明、出品物及び／又は出品者のロゴマーク、出品者の会社概要、取引条件等を掲載することに同意すること。
- (7) 第8条第1項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- (8) 過去にジェトロに損害を加えたことがある、意見が異なる等、イベントの実施に支障をきたす事由がないこと。
- (9) その他、イベントに参加することが不適當であると、ジェトロが判断する者でないこと。

3. 出品物

- (1) 出品物は、ジェトロがイベントごとに定める参加案内書記載の出品対象品目に限ります。ただし、次に該当する物は禁止又は制限します。

- (a) バイヤー居住国（参加案内書の記載に従う。以下、同じ。）の輸入禁止品目
- (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
- (c) 第三者の特許権、意匠権、商標権、実用新案権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウを侵害する物、又はその恐れがある物
- (d) バイヤー居住国の規制を受ける物、当該国の通関手続に時間がかかり、イベントの実施に間に合わないことが予想される物

- (2) 出品物は、前項の条件を満たしたうえ、ジェトロがその裁量により適当と認め、かつ、ジェトロ以外にイベントの実施者がいる場合には、当該実施者が適当と認める商品とします。
- (3) 前項により適当と認められた場合であっても、バイヤーの確保が困難な商品の場合、出品をお断りする可能性があります。

4. サンプル品の管理並びに責任

- (1) ジェトロは、サンプル品の盗難や破損等、これらの管理に関する責任を一切負いません。
- (2) 前項より当然に、以下の特別なサンプル品についても出品者の責任でこれを管理することとします。
 - (a) 製造物責任(PL)の発生するリスクのある物品
 - (b) 高価格品等

5. イベント終了後のサンプル品の処理

- (1) イベント終了後のサンプル品の処理（返送、寄贈、転送、廃棄等）については、ジェットロがその方法を決定するものとします。

6. 第三者との紛争等

- (1) 出品者は、次の各号に掲げる紛争等が生じたときは、出品者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェットロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェットロに対し支払います。
 - (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
 - (b) 出品物の欠陥により、第三者との間に紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。
 - (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権若しくはノウハウの侵害等により紛争が生じ又は第三者に損害を与えたとき。

7. イベントの開催中止等

- (1) ジェットロは次の各号に定める場合、イベントの開催を取り止め、又は、出品者の一部の参加を取り止めさせることができることとします。
 - (a) 天災、テロリズム、戦争、政情不安、入国制限、感染症、労働紛争、その他の不可抗力、又はその他ジェットロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
 - (b) 開催期日、方法等の開催条件において大幅な変更が生じた場合

- (c) 外交関係、経済関係等のやむを得ない事由により、ジェットロとしてのイベントの開催が不適當、不可能又は困難となった場合
- (d) 利用条件等「免責事項」3. に明記する事由が生じた場合
- (e) その他、ジェットロが開催又は参加者の一部の参加を不適當と判断した場合

- (2) 前項の場合、ジェットロは、原則として参加費を返還しないものとします。ただし、その裁量により、一部を精算支払いすることができます。
- (3) 第1項の場合、ジェットロは事情に応じて出品物の措置等について速やかに定め、出品者はそれに従うものとします。

8. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェットロに対し、現在、及び、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団及びその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者、ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。
 - (a) 親会社等、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
 - (b) 反社会的勢力を所属者とし、又は反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）

- とすること。
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、又は実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、又は交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、又は、今後行う予定があること。
- (f) 自ら又は第三者を利用して、次のイ～ホのいずれかに該当する違法行為を行うこと。
- イ 暴力的な要求行為。
- ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
- ニ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてジェトロの信用を毀損し、又はジェトロの業務を妨害する行為。
- ホ 上記イ～ニに準ずる行為。
- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。
- (2) 出品者が、前項の表明及び保証に反して、反社会的勢力又は前項各号に該当することが判明した場合、ジェトロは事前の通知等なしに、参加の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの参加費の償還請求には応じられません。

- (3) 前項の定めに基づき、ジェトロが参加の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェトロに請求できないこととします。
- (4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、第1項の表明及び保証に反したことに起因してジェトロに損害が生じた場合、ジェトロはその被った損害について出品者に対し賠償請求することができます。

9. 免責

- (1) ジェトロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して出品者又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。

10. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。

お問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外展開支援部フロンティア開拓課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
アーク森ビル6階
電話：03-3582-5242（直通）